

# 令和8年度 碧南市社会教育関係団体登録

## 受付期間

令和8年2月1日(日)～2月28日(土)

9時～17時

※ 休館日を除く (休館日は月曜日、祝日・休日の場合は翌平日)

## 受付場所

### スポーツ系団体

碧南市臨海体育館 (電話 48-5311)

### 文化系・その他団体

碧南市文化会館 (電話 42-3511)



※ 半額減免適用のためには利用申請(予約)の時点で社会教育関係団体に登録されていることが必要です。

ただし、4月1日時点で社会教育団体に登録されていない団体については、既に利用申請(予約)が完了していた場合でも、新年度利用分は、一般団体とみなし施設利用料の半額減免は適用されません。詳しくは、この冊子内の「施設利用上の注意」をお読みください。



## 令和8年度碧南市社会教育関係団体登録を希望される方へ

### 必ずお読み下さい

碧南市教育委員会では、社会教育活動を積極的に推進するため、市内で活動し、社会教育の発展に寄与していただける団体を「社会教育関係団体」と認め、市による公共施設使用料の半額負担などを実施しています。

#### 社会教育とは (社会教育法第2条 昭和24年法律第207号)

社会教育とは学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として**青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（スポーツ及びレクリエーションの活動を含む。）**をいいます。

#### 社会教育関係団体とは (社会教育法第10条 昭和24年法律第207号)

社会教育関係団体とは法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的のものをいいます。

#### 社会教育関係団体登録の要件 (碧南市社会教育関係団体の登録に関する規程第2条)

社会教育関係団体として登録するには、社会教育法第10条で規定する団体であり、かつ以下の要件を満たす必要があります。**(一次的要件)**

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 規約を有すること。
- (3) 役員についての規定があること。
- (4) 自己財源を有し、かつ、経理が明確になされていること。
- (5) 団体の運営が確実になされていること。
- (6) 主たる活動の場所が市内であること。
- (7) 構成人員が10人以上であり、その過半数が市内に在住又は在勤・在学の者であること。

以上に記されている要件とは別に、社会教育関係団体としての性格から、以下に掲げる団体に関しては社会教育関係団体として登録することはできません。**(二次的要件)**

- (1) 営利を目的として事業を行う団体（塾・教室を含む）

例：会社、塾など

- (2) 会費とは別に月謝、授業料に類する金額を徴収している団体  
例：カルチャー教室など
- (3) 学校  
例：幼稚園、保育園及びその父母の会など
- (4) 団体及び活動に参加を希望するものが、正当な理由なく新たに加わることのできない団体  
例：家族や親族のみで組織される団体、会社の親睦会（一般の人が参加できることが規約等に明示してある場合は除く）、複数の団体の上部団体（ただし、その個々の団体が社会教育関係団体であったり、主に社会教育活動を目的とする団体であったりする場合は除く）
- (5) 市で行う社会教育活動事業に協力できない団体
- (6) 活動実績が 6 ヶ月未満の団体  
ただし、碧南文化協会、碧南市スポーツ協会、碧南市レクリエーション協会、碧南市スポーツ少年団に所属している団体、また市主催のスポーツ教室、文化教室から派生した団体については社会教育関係団体として登録できるものとする。
- (7) 公民館、体育館など市営の施設をほとんど使用しない団体  
例：1 年に 1 回のみの使用など、継続的に市営施設を使用しない団体  
基準としては、1 ヶ月に最低でも 1 回は使用すること。
- (8) その他社会教育関係団体としてふさわしくないと認められる団体  
一次的要件、二次的要件をともに満たす団体についてのみ社会教育関係団体として登録することができます。

### **登録申請について**

**登録申請受付期間は令和8年2月1日（日）～2月28日（土）（月曜日を除く）です。**  
**受付時間 9時～17時です。**

※減免適用のためには予約の時点で登録されていることが必要です。

※月曜日が祝日・振替休日の場合は開館、翌平日が休館。

**登録申請に関して、郵送やFAX、電子メールでの受付はしていません。**

- (1) 登録申請に必要な書類（これらが揃っていない場合受け付けることはできません。）
- ・ 令和8年度社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）
  - ・ 活動結果及び活動計画書（様式第2号）
  - ・ 会員名簿（様式第3号）
  - ・ 令和7年度決算書（様式第4号）
  - ・ 令和8年度予算書（様式第5号）
  - ・ 社会教育関係団体活動紹介記入用紙
  - ・ 令和8年度社会教育関係団体登録チェック表
  - ・ **団体の規約**（団体で作成、添付してください。）

## (2) 口座振替について

使用料の支払いを口座振替にしている団体で、代表者、通帳（名義含む）が新しくなる場合、新たに口座振替納付依頼書を提出してください。また、古い通帳を解約してしまいますと、使用を終えた施設の利用料について口座振替がなされないこともありますのでご注意ください。（※注意 口座振替は、施設を利用した月の翌月末の引き落としとなっています。）

## 申請から登録の流れについて

### 1. 提出受付

→提出の際に、提出書類が揃っているか、決算書・予算書の金額が合っているか、等を確認します。

### 2. 書類詳細確認

→1を通過後、その他の事項について事務局で申請書等提出書類の確認をします。  
(提出書類等に不備・不明な点があった場合、代表者に連絡をする場合があります。)

### 3. 登録完了のお知らせ

→登録が完了後、登録完了のお知らせを3月中旬ごろ各団体に送付します。

## 登録の取り消し等について

登録された団体について、以下の場合は社会教育関係団体としての登録を取り消しうることができます。

- (1) 後日登録の要件に反するものと判明した場合。
- (2) 施設の利用に際し、他人もしくは他団体に権利を貸与した場合。
- (3) 申請時に登録した団体の目的に則した利用と認められない事実が判明した場合。
- (4) 名義貸し等の不正利用が発覚した場合は、罰則（使用料追加徴収、施設利用停止等）があります。

## 施設利用上の注意

施設利用料は、社会教育関係団体に登録された日以後に利用申請（予約）したものについて、半額負担（半額減免適用）となります。**社会教育関係団体に登録された日以後の施設利用であっても、社会教育関係団体に登録される以前に利用申請（予約）された施設の使用料は半額減免が適用されません。ご注意ください。**

例 1-① 使用料が全額負担となる場合（新規登録団体）

4／1

社会教育関係団体でない期間	社会教育関係団体	
予約日	登録日	利用日

例 1-② 使用料が全額負担となる場合（前年度社会教育関係団体）

4／1

社会教育関係団体	社会教育関係団体ではなくなった	
予約日	登録解除日	利用日

例 2 使用料が半額負担となる場合

4／1

社会教育関係団体でない期間	社会教育関係団体	
登録日	予約日	利用日

新規登録団体や当該年度途中で申請した団体の場合（上記の例 1-①）、半額減免を適用するためには、登録日以降、予約を一旦キャンセルし、例 2 のように取り直すことが必要となります。

なお、社会教育関係団体ではなくなった場合（上記の例 1-②）、登録解除日以前に施設予約した分（予約時は半額となっていたもの）であっても、施設利用日の時点において社会教育関係団体でない場合、使用料の半額減免は適用されず、全額負担となります。

## 令和8年度 社会教育関係団体登録申請書

碧南市教育委員会 殿

令和 年 月 日

代表者 住所 〒

フリガナ

氏名

電話 ( ) -

生年月日 年 月 日

メールアドレス

社会教育関係団体の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

(ふりがな)			
団体名			
公共施設利用者登録番号	No..	前年度登録	有・無
ご一読いただき、□に✓をご記入ください			
1 社会教育関係団体として市の実施する社会教育活動に協力する。 <input type="checkbox"/>			
2 会員名簿登録者の住所確認を了承する。 <input type="checkbox"/>			
3 名義貸し等の不正利用に対する罰則(使用料追加徴収、施設利用停止)を了承する。 <input type="checkbox"/>			
※ ひとつでも✓のない項目がある場合は社会教育関係団体として登録することはできませんのでご注意ください。			
会の目的			
会費	有( 円／年・月 )・無		
役員名簿	役職名	氏名	住所

職員記入欄	①受付者	②書類確認	確認印	③公共システム		④団体紹介情報	
				入力者	入力日	入力者	入力日
	可	否			/		/

(規格A4)

※可か否か○をつけてください



## 様式第2号(第4条関係)

**備考** 活動結果及び活動計画には、活動場所についても記入すること。  
(規格A4)



## 様式第3号(第4条関係)

会員数 名

会員名簿					
番号	氏名	年齢	※現住所または在勤先・学校名	電話番号	市内在住または在勤等の方
1		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
2		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
3		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
4		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
5		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
6		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
7		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
8		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
9		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
10		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
11		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
12		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
13		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
14		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
15		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
16		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
17		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
18		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
19		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>
20		18歳以上未満			<input type="checkbox"/>

※ 市内在住の方は住所を、市外在住の方は 住所 または 勤務先・学校名 をご記入ください。



## 令和7年度決算書

収入の部	
支出の部	
差引残高	

※ 次年度へ繰り越し  
(次年度予算書の繰越金として計上してください)

収入の部		
科 目	決 算 額	説 明
計		

支出の部		
科 目	決 算 額	説 明
計		



## 令和8年度予算書

収入の部		単位:円
科 目	予 算 額	説 明
計		

支出の部		
科 目	予 算 額	説 明
計		



## 碧南市社会教育関係団体活動紹介原稿について

市内で活動している社会教育関係団体について、その活動を広く紹介するため、団体一覧を掲載した冊子を作成します。つきましては、次の情報を掲載しますので、それぞれ記入してください。紹介冊子は作成次第、各公共施設やホームページで閲覧ができるようになります。

# 社会教育関係団体活動紹介記入用紙

令和 年 月 日

公共施設 利用者登録番号	No.	前年度登録 有・無
ふりがな		
団体名		
連絡先	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒 -
	電話	
	メールアドレス	@

冊子「へきなんのクラブ・サークル紹介」(窓口及びホームページにて周知)における貴団体の連絡先について、どちらかの□に✓をご記入ください。

- 代表者連絡先(氏名・電話番号)を記載  
 市役所(生涯学習課またはスポーツ課)窓口を通じて連絡する方法を記載

※ 代表者の連絡先の記載を希望された場合は、氏名、電話番号、メールアドレスのみを記載します。  
市役所窓口を通じて連絡する方法を希望された場合は、代表者の連絡先は冊子には記載しません。



## 令和8年度 社会教育関係団体登録チェック

次の項目の内容を読み、○、×でお答えください。(設問8は、活動期間を記入してください)  
ひとつでも回答のない項目がある場合は社会教育関係団体として登録することはできませんのでご注意ください。

書類の提出先は、文化系団体については碧南市文化会館(Tel0566-42-3511)、スポーツ系団体については碧南市臨海体育館(Tel0566-48-5311)となっています。分類が不明な場合は碧南市文化会館に提出してください。

チェック項目	回答欄
1 営利を目的とする団体ではない。	
2 団体として、特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙において特定の政党の候補者を支持する行動はとっていない。	
3 入会に特別な制限を設けていない。	
4 学校、保育園、幼稚園、または、それらの父母の会ではない。	
5 塾、またはカルチャー教室の形態をとっていない。また、団体の運営は講師ではなく会員によって行われている。	
6 団体の会員は10人以上で、かつ碧南市在住・在勤の者が過半数以上である。	
7 公民館、体育館など市営の施設を使って1ヶ月に1日以上活動をしているか?※区民館などは対象の施設ではない。 (目安は、1年に12回以上)	
8 団体が設立されてどのくらい経過しているか? (*文化協会、スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団に加盟しているか? はい ・ いいえ )	年 ケ月

※このチェック表は貴団体が社会教育関係団体としてふさわしいかを判断する上必要となる資料です。必ず記入してください。なお、登録にあたって、上記以外の質問もさせていただく場合があります。また、後日虚偽の申請があった場合、社会教育関係団体登録を取り消します。一度提出された申請書は返却することはできません。必要な方は事前にコピーをお取りください。

<必要書類チェック表> 申請の際に確認して提出してください。

令和8年度 社会教育関係団体登録申請書 (様式第1号)		令和8年度 予算書(様式第5号)	
活動結果及び活動計画書(様式第2号)		社会教育関係団体活動紹介記入用紙	
会員名簿(様式第3号)		令和8年度 社会教育関係団体登録チェック票	
令和7年度 決算書 (様式第4号)		団体規約(各団体で作成、添付してください)	